

令和2年度

川西市介護保険サービス協会総会資料

川西市介護保険サービス協会

## 1. 決議事項

- 議案第 1 号 平成 31 年度川西市介護保険サービス協会事業報告について  
別紙のとおり
- 議案第 2 号 平成 31 年度川西市介護保険サービス協会収支決算報告について  
別紙のとおり
- 議案第 3 号 令和 2 年度川西市介護保険サービス協会事業計画(案)について  
別紙のとおり
- 議案第 4 号 令和 2 年度川西市介護保険サービス協会収支予算(案)について  
別紙のとおり
- 議案第 5 号 令和 2 年度川西市介護保険サービス協会役員 (案) について  
事業所内異動による欠員及び役職異動による交代により、別紙  
役員名簿の 10 名で令和 3 年の総会までの任期を務めるもの
- 議案第 6 号 川西市介護保険サービス協会役員選出規則 (案) について  
別紙のとおり、役員選出にかかる規則を新たに制定するもの
- 議案第 7 号 川西市介護保険サービス協会会則の一部改正について  
書面決議についての条文を追加し、4 月 1 日に遡って適用しよ  
うとするもの

(議案第1号)

## 平成31年度川西市介護保険サービス協会事業報告

### 1. 総会

開催年月日	場 所	内 容	出席
平成31年 7月17日(水)	アステ川西 アステホール	・平成30年度事業報告・決算について ・平成31年度事業計画・予算(案)について	55事業所 72人

### 2. 研修会

開催年月日	場 所	内 容	出席数
令和元年 7月17日 (水)	アステ川西 アステホール	○ 研修会 テーマ：『自立支援介護について』 講 師：医療法人オーロラ会 理事長 株式会社ポラリス 代表取締役 森 剛士 氏	65人
令和元年 11月13日 (水)	キセラ川西 プラザ文化棟 大会議室	○ 研修会 テーマ：『職員離職を防ぐ事業所内のできる 対策』 講 師：ソフィアサポート 代表 上芝 美恵 氏	40人
令和2年 2月17日 (月)	アステ川西 アステホール	○ かわにし介護就職フェア(第3回) 1) 介護事業者(13社)によるプレゼンテーシ ョンと就職面接会 2) 介護関係の公的職業訓練コーナー 3) レギュラーによるトークショー	面接参加者 41人 採用者数 6人

### 3. 役員会

開催年月日	場 所	内 容	出席数
令和元年 5月16日 (木)	キセラ川西プラザ 会議室	・平成31年度総会について ・第1回研修会について ・役員選挙について ・各委員会などの委員の選出について	4人
令和元年 7月17日 (水)	アステホール	・平成31年度総会・研修会について ・第2回研修会について ・役員選出規則の作成について	16人
令和元年 9月17日 (火)	キセラ川西プラザ 会議室	・第2回研修会について ・役員選出規則の作成について ・役員会スケジュールについて	9人
令和元年 11月13日 (水)	キセラ川西プラザ 大会議室	・第2回研修会について ・就職フェアについて	12人
令和元年 12月10日 (水)	キセラ川西プラザ 会議室	・就職フェアについて ・役員選出規則(案)について	10人
令和2年 2月17日 (月)	キセラ川西プラザ 会議室	・就職フェアについて ・外部委員会について	10人
令和2年 3月18日 (水)	キセラ川西プラザ ミーティングルーム	・令和2年度総会・研修会について ・新型コロナウイルスの状況について	4人

### 4. 会員状況について(令和2年3月31日現在)

会員数…………… 42 法人  
事業所数……… 125 事業所

### 5. 外部委員会等に係る協会推薦委員等の就任状況及び内容(平成31年度)

委員会・会議名	役員氏名
川西市介護保険運営協議会	田中 公宏
在宅医療・介護連携推進協議会	高岡 美津子
川西市地域ケア協議会	高岡 美津子
川西市認知症地域資源 ネットワーク構築事業推進会議	藤江 裕子 成徳 明伸
川西市民生委員推せん会	鐘堂 徳一
川西市社会福祉協議会 評議員会	増田 充宏

(議案第2号)

## 平成31年度川西市介護保険サービス協会収入支出決算書

自：平成31年4月1日

至：令和2年3月31日

### 1. 収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差額	摘要
会費	244,000	234,000	-10,000	サービス協会会費 31年度分116件、2年度分1件 (9事業所分は30年度入金済)
参加負担金等	500	4	-496	預金利息
前年度繰越金	359,685	359,685	0	前年度繰越金
合計	604,185	593,689	-10,496	

### 2. 支出

項目	予算額	決算額	差額	摘要
会議費	12,000	5,618	6,382	役員会開催経費 4,918円
事業費	180,000	76,159	103,841	総会開催費 17,485円
事務費	118,000	72,742	45,258	事務人件費 35,783円 HPサーバーレンタル料 65,664円 消耗品費 1,443円
予備費	294,185	275,000	19,185	就職フェア経費(吉本支払) 275,000円
合計	604,185	429,519	174,666	

収入合計 593,689円

支出合計 429,519円


差引残高 164,170円は、令和2年度へ繰り越す。


# 監査報告書

平成31年度川西市介護保険サービス協会収入収支決算について、  
関係書類を照合調査したところ、正確であることを認めました。

令和2年 5月 12日

川西市介護保険サービス協会

監事 鐘堂 徳一 

監事 中井 慎一 

(議案第3号)

令和2年度川西市介護保険サービス協会事業計画(案)

事業	内容	回数
総会	①平成31年度事業・決算報告 ②令和2年度事業計画・予算の決定	年1回以上開催 (本年は書面決議)
全体会・研修会	①保険者からの情報収集及びその共有 (新型コロナウイルスへの対応) ②介護保険制度における課題及び問題点の 共通認識並びに保険者への働きかけ ③事業者間の情報交換及び連携づくり ④研修会などを通じた事業者の資質向上 ⑤災害時対策の継続検討 ⑥人材不足についての取り組み ⑦医療・介護連携の取り組み	必要に応じて 実施
役員会	①協会の事業運営に係る事項の検討、決定 ②事業の実施	概ね 年6回 他に 臨時役員会

委員会・会議名	役員氏名
川西市介護保険運営協議会	田中 公宏
在宅医療・介護連携推進協議会	高岡 美津子
川西市地域ケア協議会	高岡 美津子
川西市認知症地域資源 ネットワーク構築事業推進会議	藤江 裕子 成徳 明伸
川西市民生委員推せん会	鐘堂 徳一
川西市社会福祉協議会 評議員会	増田 充宏

(議案第4号)

## 令和2年度川西市介護保険サービス協会収支予算書(案)

自: 令和2年4月1日

至: 令和3年3月31日

### 1. 収入

(単位: 円)

項目	前年度予算額	予算額	差額	摘要
会費	244,000	250,000	6,000	2,000円×125事業所 (1事業所分は31年度に入金済)
参加負担金等	500	500	0	参加負担金収入・預金利息
前年度繰越金	359,685	164,170	-195,515	前年度繰越金
合計	604,185	414,670	-189,515	

### 2. 支出

項目	前年度予算額	予算額	差額	摘要
会議費	12,000	12,000	0	役員会開催経費 12,000円
事業費	180,000	150,000	-30,000	総会開催費 0円 研修会等経費 150,000円
事務費	118,000	119,245	1,245	事務人件費 43,245円 HPサーバーレンタル料 66,000円 消耗品費 10,000円
予備費	294,185	133,425	-160,760	
合計	604,185	414,670	-189,515	



(議案第5号)

## 令和2年度介護保険サービス協会 役員名簿 (案)

定数：居宅3、在宅5（各サービス種別）、施設3

	役職	会 員 名	役職(会員)	氏 名	区 分	備考
1	会長	株式会社ケアマインド こころ・そらグループ こころ川西	代表取締役	成徳 明伸	居宅	
2	副会長	社会福祉法人盛幸会 特別養護老人ホーム湯々館	施設長	田中 公宏	施設	
3	副会長	株式会社ポラリス	代表取締役 理事長	森 剛士	在宅	
4	監事	社会福祉法人正和会 特別養護老人ホームやわらぎの里西多田	施設長	鐘堂 徳一	施設	
5	監事	有限会社ヤボシ・ボロ	取締役	中井 慎一	在宅	
6	幹事	社会福祉法人友朋会 清和苑	施設長	増田 充宏	施設	
7	幹事	社会福祉法人正心会 ハピネス川西	部長	森田 昌彦	在宅	
8	幹事	医療法人協和会 スミスヘルパーステーション	課長代理	藤江 裕子	居宅	
9	幹事	株式会社スズナリア	代表取締役	高岡 美津子	在宅	
10	幹事	欠員			居宅	
11	会計	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	常務理事	根津 倫哉	在宅	交代

(参与)	川西市福祉部 介護保険課	課長補佐	松永 康平
------	--------------	------	-------

(事務局)	川西市社会福祉協議会		今西 勝
-------	------------	--	------

(議案第 6 号)

## 川西市介護保険サービス協会役員選出規則(案)

(目的)

第 1 条 この規則は、川西市介護保険サービス協会(以下「本会」という。)会則第 5 条に基づき、役員を選出に関する事項を定める。

(役員選出の周知)

第 2 条 会長は、役員選出にあたり、総会の 60 日前までに役員の上候補について会員に周知しなければならない。

(役員資格)

第 3 条 役員に立候補しようとする者は、会則第 4 条に定める会員でなければならない。

(役員に立候補しようとする者の届出)

第 4 条 役員に立候補しようとする者は、選出期日の 30 日前までにその旨を本会に届け出なければならない。

2 届出の書式は別に定める。

3 会長は提出された届出書に基づき、速やかに立候補者一覧を作成する。

(役員候補者選出の方法)

第 5 条 総会で選出される役員の候補者は、前条第 3 項の上候補者一覧に基づき役員会で協議し、決定する。

2 総会では、前項で決定した役員候補者をもって決議を諮る。

(任期途中の役員退任措置)

第 6 条 役員が任期途中においてやむを得ない理由で退任した場合、後任役員の上候補は、役員会において協議し、決定する。この場合において、退任者と新任者が同一法人内であれば、総会での決議を省略することができる。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、役員会で協議し決定する。

附則

この規則は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

## 川西市介護保険サービス協会会則 (案)

### (名 称)

第1条 本会は、川西市介護保険サービス協会(以下「協会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協会は、川西市域において、介護保険事業者間の連携を図り、資質の向上及び要介護高齢者等に適切で安定した介護サービスの提供に努めることにより、介護保険制度の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 介護保険事業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 事業者相互間の情報交換に関すること。
- (3) 保健、医療、福祉の関係機関及び団体との連携促進に関すること。
- (4) 事業者の資質の向上に関すること。
- (5) その他協会の目的達成に必要な事項。

### (構 成)

第4条 協会は、会員、参与により構成する。

2 会員は、川西市内を事業の実施区域とし、適正に事業を実施する介護保険サービス事業者で、協会の目的に賛同する者とする。

3 川西市は、参与として第2条の目的達成のため、支援等を行う。

### (役 員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 幹 事 5名
- (5) 監 事 2名

2 役員は、別表に定める区分及び定数により総会で選出する。

3 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。

5 幹事は、事業の推進等会務を行う。

6 監事は、協会の会計及び業務を監査し、総会に報告する。

7 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

8 任期途中において、やむを得ない理由で役員が退任した場合、新役員任期は、前任者の残任期間とする。

(組 織)

第6条 協会の目的達成のため、次のとおり組織する。

- (1) 役員会
- (2) 総会

(事務局)

第7条 協会の事務局は、原則として介護保険サービス協会に属する事業者が担当するものとする。

(総 会)

第8条 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び決算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) 会則の改正に関すること。
  - (5) その他協会の運営に関する重要事項に関すること。
- 2 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを召集する。
  - 3 総会は、会員の過半数をもって成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。
  - 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
  - 5 やむを得ない理由により、総会が開催できない場合は、全ての役員の承諾があれば書面決議とすることができる。
  - 6 決議すべきものとされる事項については、会員の過半数の書面による合意があれば書面決議があったものとみなす。

(役員会)

第9条 役員会は、協会の事業を推進する。

- 2 役員会は、役員及び事務局で構成し、会長が議長に当たる。
- 3 役員会は、本会運営に必要な事業を立案し実施する。
- 4 役員会は、必要に応じ、会長が招集して開催する。
- 5 参与は、原則として役員会に出席する。

(会 計)

第10条 協会の経費は、会費等をもってこれに充てる。

- 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会 費)

第11条 会費は、別に定める額を、原則として年度当初に納入するものとする。

(入 会)

第12条 会則第4条に該当し、本会へ入会を希望するものは、別に定める「入会申込書」を本会に提出し、会則第11条の会費を本会に納入するものとする。

(退 会)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

- (1) 別に定める「退会届」を本会に提出した場合。
- (2) 会則第11条の当該年度会費を当該年度末の3月31日までに納入しない場合。

(その他)

第14条 この会則に定めのない事項のうち、重要な事項については、総会において定める。また、運営上必要な事項については、役員会において定める。

付 則

- 1 この会則は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 この会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、令和2年7月31日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 別表 役員選出区分と定数表

○役員選出区分・定数

区 分	定 数
居宅介護支援事業	3名
在宅サービス事業者	5名
施設サービス事業者	3名

※原則として、市内に事業所を有する事業者から選出する。

## 別途 会 費

- (1) 会費については、1事業所の1事業当たり2,000円とする。
- (2) 事業数は、年度当初の事業数とする。
- (3) 年度途中の入会については、当該年度分の規定どおりの会費を納入するものとする。
- (4) 年度途中の退会については、既納入済みの当該年度分の会費は返却しないものとする。
- (5) 市外の事業者より入会の申し込みがなされた場合、会費は、川西市内を実施区域とする事業数とする。